

主な食品健康影響評価について
(平成 29 年 11 月 22 日～平成 30 年 2 月 28 日)

○A型肝炎のファクトシート更新

(1) 更新日：平成 30 年 1 月 22 日

(2) 概要

A型肝炎は、A型肝炎ウイルス(HAV)の感染によって引き起こされる一過性の急性肝炎を主症状とする疾患である。HAVは患者の排泄物に汚染された飲食物を摂取すること等によって感染し、平均 4 週間の潜伏期間を経て発病する。ほとんどの症例で 38℃以上の発熱によって急激に発病するのが特徴である。小児では軽症ですむことがほとんどであるが、成人では症状も肝障害の程度も重い傾向にある。

A型肝炎のファクトシートは平成 23 年に作成されて以来の更新となり、これまでに蓄積した我が国及び諸外国における事例数、患者数等のデータを追加するとともに、以下の 2 点を追加した。

- ・ B型肝炎やC型肝炎と異なり、慢性肝炎にはならないため死に至ることはほとんどないが、衰弱症状や劇症肝炎を起こすことがある。
- ・ HAVは発症 2 週間前～発症後数か月まで長期間便中に排出される。

食品安全委員会は、今後とも、A型肝炎に係る知見を収集していく。

※ファクトシート：現時点での科学的知見を整理し、広く情報発信することを目的として作成する概要書。

○英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価【平成 30 年 2 月 6 日答申】

(1) 経緯

1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状脳症(BSE)が発生し、日本においても国内措置及び国境措置から成る各般のBSE対策を講じてきたところである。食品安全委員会はこれまで、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」等を取りまとめるとともに、厚生労働省からの要請を受けて、各国から我が国に輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価を取りまとめた。

今般、厚生労働省から、英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件の設定について食品健康影響評価の要請(諮問)があった。

(2) 概要

食品安全委員会は、諮問内容のうち、「(1) 牛の肉及び内臓について」の「①の輸入月齢制限」及び「②のSRMの範囲」並びに「(2) めん羊及び山羊の肉並びに内臓について」に関する取りまとめを行った。これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうち(1) ①については、英国に係る輸入条件に

関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとした。(1)②については、英国に係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が日本と同じ、すなわち「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとした。

また、(2)については、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとした。

○平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について

(1) 審議：平成30年1月29日

(2) 概要

食品健康影響評価については、厚生労働省、農林水産省等からの要請により行う評価のほか、リスク評価の対象案件を自ら選定して行う評価（自ら評価）がある。平成29年度、自ら評価案件として3件の候補（残留ネオマイシン摂食による過敏症誘発リスク、ウエルシュ菌、及びアレルギー疾患患者における食品有害微生物のリスク評価）が挙げられ、審議の結果、いずれもリスク評価等を行わないこととなった。ウエルシュ菌については、積極的に情報提供を行うこととなった。

なお、案件候補については、食品安全モニター、専門委員、外部募集等により募集し、提案があった3件について、第22回・第23回企画等専門調査会で調査審議を行った。

○その他

上記の他、期間中、添加物（2件）、農薬（22件）、動物用医薬品（18件）、微生物・ウイルス（1件）、プリオン（2件）、遺伝子組み換え食品等（4件）及び肥料・飼料等（7件）について評価を終了し、結果をリスク管理機関に通知した。